

終章

『古事記』『万葉集』の表記と表現

—まとめと将来の課題—

一 正訓字と仮名が有する性質

第一～第三章において、『古事記』『万葉集』の用字のうち、正訓字とも借訓字とも判断し得る用字、ならびに、仮名でありながら表意性を有する用字を中心に、検討を試みた。そのうち、第一章で取り上げた和化された字義を担う字は、正訓字として位置付けし得るもの、本来的な字義と対応していない点で、借訓字との間に共通した性質が窺える。また、第三章で扱った表意性を有する仮名は、表意性を有するという点で、正訓字と親近する関係にあるといえよう。正訓字と仮名が有するかのような性質は、和語の表記の構造として定位すべきであるが、その前に、正訓字と仮名のありようにについて、これまで述べてきた内容に即しつつまとめておきたい。

上述のように、和化された字義を担う字は、表記される和語の語義と本来的な字義とが直接的に対応しないという点で、借訓字と親近する関係にあるといえる。だが、和化された字義を担う字においては、表記される和語が有する他の意味、または、語源が同一であると想定される同形の語の有する意味が、本来的な字義と意味的に対応しているのに対し、借訓字においては、表記される和語の語義と用字の本来的な字義との間に、如上の意味的な対応関係は認められない。その点で、両者は区別されるけれども、和化された字義を担

う字によつて表される和語における語義の分化・転化、および本来的な字義に対する理解の浸透は、和化された字義を担う字において、表記される和語の語義と本来的な字義との齟齬を際立たせる要因ともなろう。『万葉集』の、

……潮さゐの 波を恐み 淡路島 磯隠り居て いつしかも この夜明けむと さも
らふに 眠の寝かねてば 滝の上の 浅野の雉 明けぬとし 立ち騒くらし いざ子
ども あへて漕ぎ出む 尔波（＝ハ）も静けし
（卷三・三八八）

の「尔波」は、両者の齟齬に対する意識が反映されていると覺しき例であるが、しかし、『古事記』『万葉集』に見える和化された字義を担う字は、総体的には、いまだ慣用を否定する段階に至つていないと考えられる。

また、和化された字義を担う字と狭義の正訓字とは、本来的な字義に意味的に対応しているか否か、によつてひとまず区別し得るもの、表記される和語の語義と本来的な字義との齟齬の程度は、用字によつて個別的である。数える意の「読（ヨム）」、飛び散る意の「走（ハシル）」などは、表記される和語の語義と本来的な字義とが部分的に重複している。正訓字において、狭義の正訓字と和化された字義を担う字とは、より典型的な例からそうでない例へとなだらかな連続を成していると考えられる。

一方、仮名（借音字・借訓字）には、第三章で取り上げたように、『万葉集』を中心に表意性を有する仮名の例が存する。表意性を有する仮名のうち、歌中の用字と意味的に対応する仮名や、歌の内容に対応する仮名においては、仮名であることの性質がなお明瞭に

表れて いるものの、語義に 対する意識を反映した仮名のうち、「丹穂經」（卷七・一二一八）、「千磐破」（卷二・一九九、柿本人麻呂）の「丹穂」、「千磐破」など、二字以上の文字列によつて表意性を担わせた仮名については、「跡見居置而」（卷六・九二六、山部赤人）、「射目立渡」（同上）の「跡見」「射目」や、「形見跡曾來師」（卷一・四七、柿本人麻呂）の「形見」などの複合語の表記との関係が問題となろう。「トミ」は、狩猟の時に鹿、猪などの通つた跡を見て、その居所を探る者の意。居所を探る行為をもつて、その行為をなす者を意味しており、その語構成は、「跡—見」であると看取される。また、「イメ」は、獵獸に近づいて射るために身を隠す設備を指す。「イメ」の「メ」は、

今だにも目な乏しめそ相見ずて恋ひむ年月久しけまくに
（卷十一・二五七七）

（卷十二・二九一一）

などの「メ」と同じく、見ることの意を表す。その語構成は、「射—目」と理解される。

「カタミ」は、その人の形を見るることの意が転じて、遠く離れた人、あるいは亡くなつた人を思い出すよすがなるものの意味するに至つたと考えられ、「ミ」は、「トミ」の「ミ」と同様、見ることの意を表す。「トミ」「イメ」「カタミ」は、「ト—ミ」「イ—メ」「カタミ」の語構成要素から成り、それぞれの要素に意味的に対応する正訓字によつて表記されている。対して、「丹穂」、「千磐破」は、「ニ—ホ」「チ—ハ—ヤブル」という語構成の分析を経て、分析された語構成要素に意味的に対応する字が用いられていると解することができるのであろう。語義に対する意識を反映した仮名において示される、表記される和語

の語構成は、表記者による分析を経た語義に対する理解を伴うものであり、その点において、本来的な語構成要素に分析される複合語とは異なる。だが、「跡見」^{トミ}「射目」^{イメ}「形見」^{カタミ}など一音節の語構成要素を含む複合語とは、現象的にも、また、それぞれの語構成要素に対して意味的に対応する用字を用いているという点においても共通した性質を有する。

二 和語の表記の構造

総体的に見るならば、正訓字と仮名とは、意味を捨象しているか否かによつて区別される表記法の分類範疇としてある。だが、その一方で、和化された字義を担う字と借訓字、ならびに、一音節の語構成要素を含む複合語の表記と二字以上の文字列から成る語義に対する意識を反映した仮名とは、叙上のように共通する性質が窺えた。現象としてある正訓字と仮名とのかようなありようをより明確にするためには、正訓字、ならびに仮名による表記を、和語の表記の構造として捉え直してみる必要がある。

序章冒頭で述べたように、和語を表記するにあたつて、もっぱら漢字が使用された上代においては、その表記は、大きく分けて三つの方法が取られた。すなわち、①和語の意味を直接的に漢語によつて表記すること、②和語の意味のみならず和語の語形をも漢字によつて表記すること、③和語の語形のみを漢字の持つ音、または訓によつて表記すること、の三つの方法である。②の表記は訓字表記に相当し、③のそれは仮名表記に相当する。正

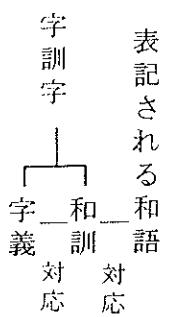
訓字と仮名における表記のありようを考えるにあたって、問題となるのは、②③の表記である。

②の正訓字による表記においては、表記に用いられる漢字の多くが、字訓字として定着していることを前提とする。そこには、すでに和訓の定着するに至った経緯が、表記者の意識を超えて、しかも表立つて現れ難い形となって伴つている。この定着を促した要因を考えてみるとならば、その一つに、和語の意味、および語形の表現手段としての漢字の摂取が挙げられよう。そして、そこでの和訓の追求は、多くの場合、漢字の持つ表意性に重点が置かれ、字義に応じた和語が求められるという過程を経る。その過程において、字義と和訓との間に、程度の差こそあれ、一様に、意味領域を規定する作用が惹起されたであろう。たとえば、和訓による字義の抽出は、複数の和訓の付された字が存在することからも容易に推知される。字訓字は、漢字を和語で訓む行為の結実としてあり、字訓字を介在させることによつて和語の正訓字による表記が可能になった。

正訓字を使用するにあたり、直接的に求められた漢字の多くは、字訓字であり、本来的な字義は、和訓がそれに結合するという対応関係内で字訓字の一属性に留まる。他方、和訓もまた同様に字訓字の一属性として規定されよう。だが、字訓字が正訓字に転用されるとき、表記される和語が字訓字に結合するという新たな対応関係内において、和訓は表記される和語ともなる。正訓字による表記においては、字訓字内部の、和訓と字義との対応関係は、さらにその対応自体が、表記する和語に対応することにより内在化され、その結

果、和訓は二重の対応関係に属する（図1）。

（図1）



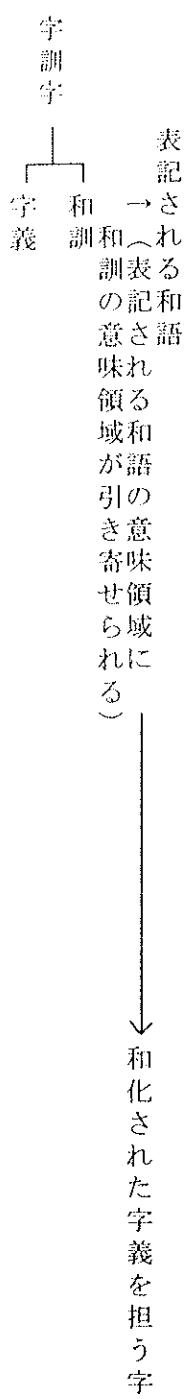
（図2）



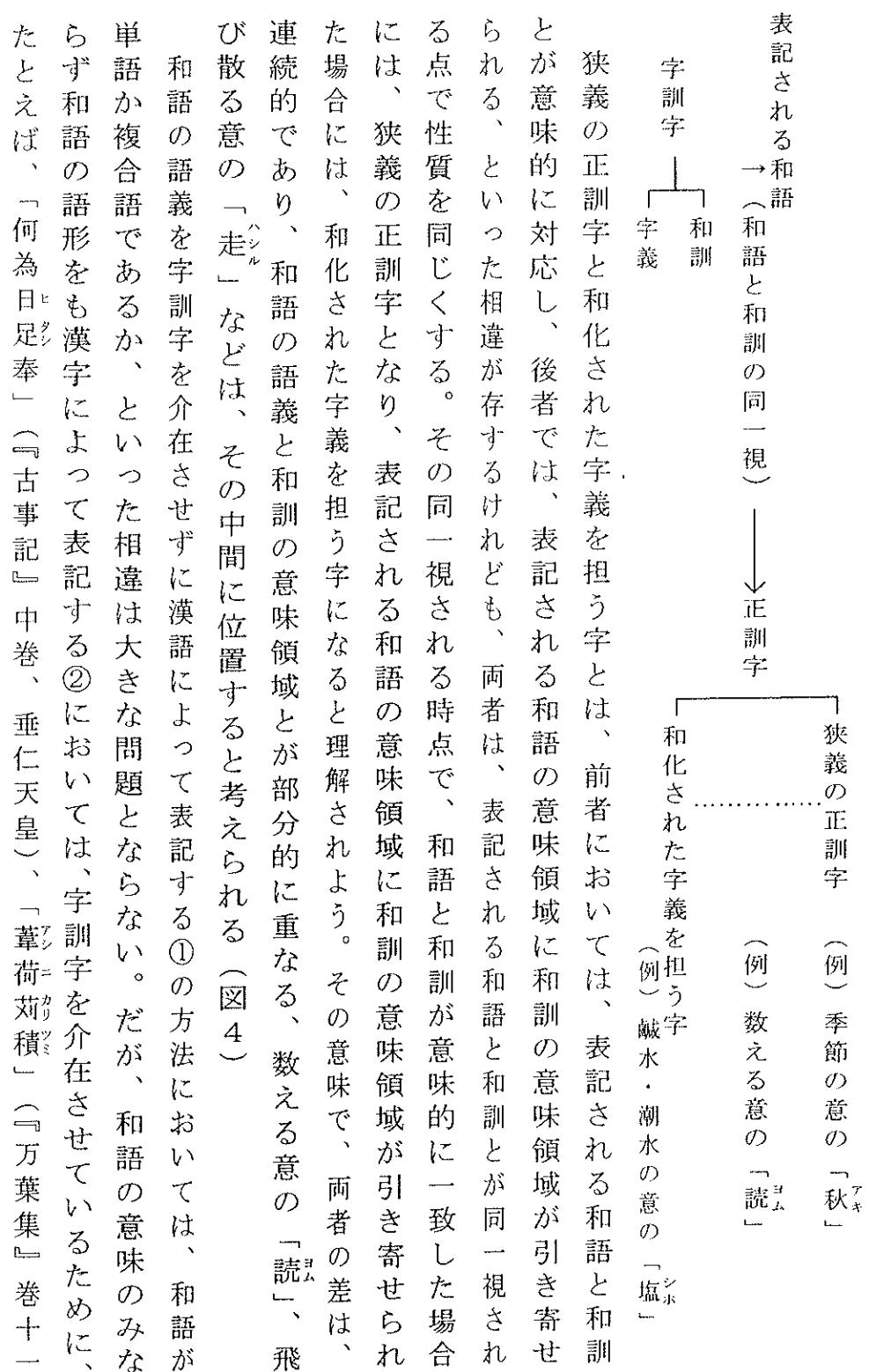
例えば、季節の「アキ」を正訓字によつて表記しようとするとき、そこで求められる漢字は、「アキ」の和訓が定着している字訓字「秋^{アキ}」であつたと考えられる。字訓字「秋^{アキ}」の内部にあつては、「秋」の本来的な字義と和訓「アキ」とは意味的に対応しており、また、表記される和語「アキ」と和訓「アキ」も、同然の関係にある。表記される和語「アキ」が「秋」の字で表記されるとき、表記される和語と和訓とが同一視されることによつて、和訓と結びついて存する字訓字「秋」が正訓字「秋」として表記される。狭義の正訓字は、このように表記される和語の意味領域と和訓の意味領域が対応していることを原則

とする（図2）。しかし、表記される和語と和訓とは、常に意味的に対応するとは限らない。表記される和語と和訓とが意味的に対応しない典型的な例として、鹹水・潮水の「塩」が挙げられよう。字訓字「塩」の内部においては、「塩」の本来的な字義と和訓「シホ」とは意味的に対応しているが、この和訓は、常に固体塩を指す。だが、和語「シホ」は、元來、固体塩の意から鹹水・潮水の意まで連続した意味領域を有していたと考えられる。「アキ」と同じく、表記される和語と和訓とが同一視されることによつて、表記される和語が「塩」の字で表記されるとき、表記される和語が固体塩の意ならば、「塩」は狭義の正訓字と規定し得よう。だが、表記される和語が鹹水・潮水の意であつた場合、表記された「塩」は、本来的な字義に沿つていない和化された字義を担う字となる。和化された字義を担う字においては、表記される和語と和訓とが同一視されることによつて、和訓の意味領域が表記される和語の意味領域に引き寄せられて成立した字であると考えられる（図3）。

（図3）

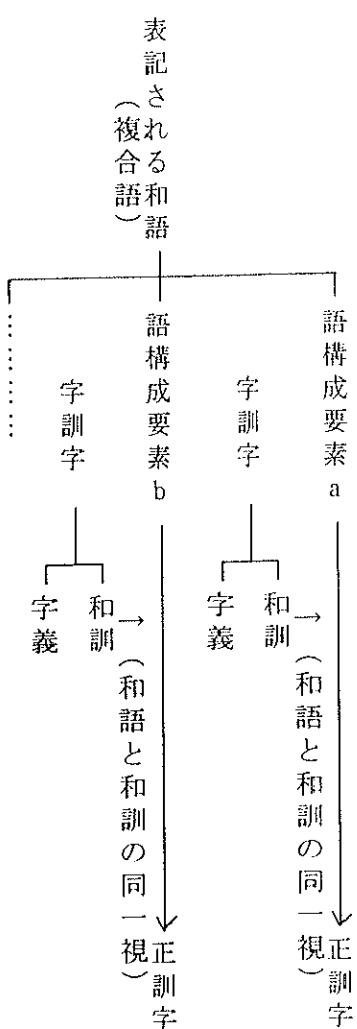


(図4)

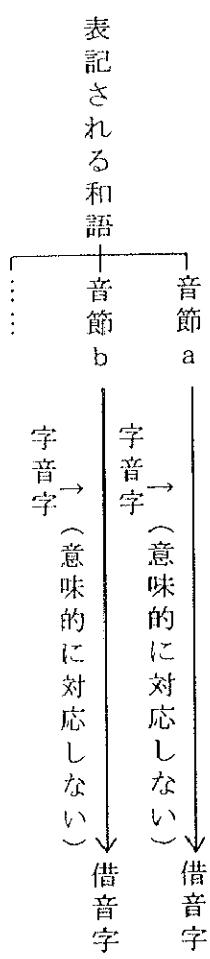


・二七四八)、「似付而曾為流」(同上、卷四・七七一、大伴家持)の「日足」^{ヒタス}、「葦荷」^{アシコ}、「似付」^{シヅク}や、先掲の「跡見」^{トミ}、「射目」^{イノメ}などの複合語の表記が可能となる。これらの複合語は、それぞれの語構成要素が字訓字を介在させて正訓字となり、さらにその正訓字による文字列が、表記される和語の語義に對して意味的に對応していると考えられる(図5)。

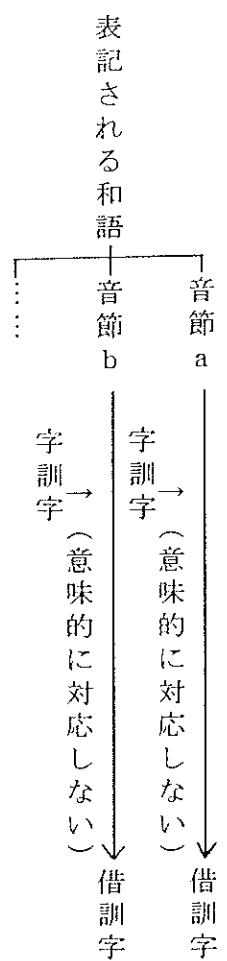
(図5)



(図6)



(図7)

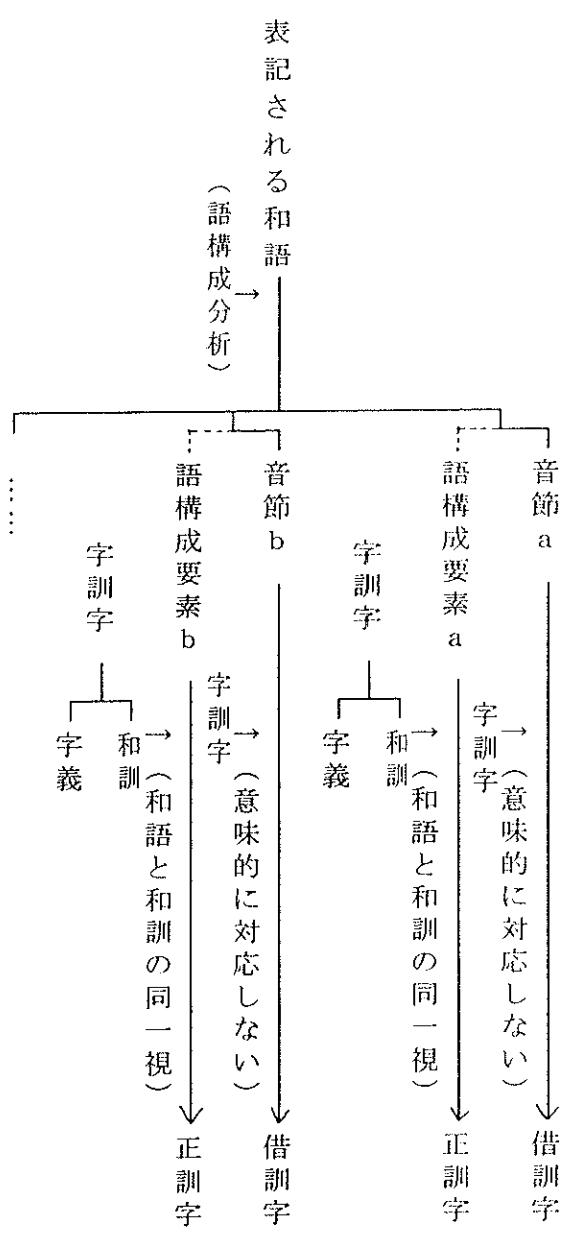


一方、③の仮名による表記は、借音字と借訓字とに分けられる。そのうち、借音字は、字音を介在させた表記であるが、字音が表記される和語の音節に対応するのみで、字音を有する漢字（字音字）の字義は捨象される（図6）。対して、借訓字は、正訓字と同じく、字訓字を介在させた表記であるけれども、正訓字とは異なり、字訓字における和訓のみが表記される和語の音節に対応し、字訓字の字義は捨象される（図7）。図6・図7は、表記される和語の音節のすべてが借音字、または借訓字で表記される場合を示したものであるが、音節によって、借訓字と借音字を交えることや、語構成要素の一部を正訓字、他の語構成要素の音節を借訓字、借音字にすることも可能である。

③の仮名による表記が音節を単位とする表記であるのと同様、②の訓字による表記も音節を単位とする。だが、訓字による表記は、音節に対応するとともに、語義に対応するという点で、語、ないし、語構成要素の単位にも対応した表記であると位置付けし得よう。仙覚、由阿が「半仮字」の用語を用い、また、宣長が「仮字」「正字」「借字」を交えた

表記を分類項目の一つとして立てたのは、語の単位の表記から見た分類基準を有していたからであるといえるが、その基底には、訓字表記と仮名表記が音節の単位の表記であるという点で同質であるという認識が存したと推察される。

(図8)



上述のように、正訓字と仮名の表記の構造を規定することができるならば、「丹穂^{タチ}_ホ」や「千磐破^{チハヤナル}」などの語義に対する意識を反映した仮名は、図7に示したような借訓字による表記の構造を基盤としつつ、同時に、語構成分析を施しているという点で、図5に示し

たような複合語の表記の構造をも合わせ持つと考えられる（図8）。語義に対する意識を反映した仮名は、音節として見るならば、借訓字であり、語構成要素として見るならば正訓字であるという二重の性質を担っているといえるが、語構成要素は、本来的なものではない。意識的に分析が施されている点で、正訓字としての性質は、選択された二次的な性質として位置付けられるであろう。「跡見」^{トミ}、「射目」^{イメ}などの複合語の表記と語義に対する意識を反映する仮名とが親近するのは、「ト」「ミ」、「イ」「メ」という語構成要素の表記が一音節であるために、「跡」「見」、「射」「目」における音節単位の表記としての側面が他の訓字表記に比して際立ったからだと推察される。

三 和語の表記と表現

漢字を用いた和語の表記は、一義的には、伝達の手段として存したと考えられる。伝達が成立するためには、表記者と読者との間に、表記が有する伝達内容についての共通的理解が求められるのであり、成立が個人的な表記意識によるものであつたとしても、その表記は、共有される方向へと常に開かれていたであろう。と同時に、漢字を用いた和語の表記は、漢字の有する表意性を利用して和語の内容に見合つた漢字を選択して表記するという点で、表現の問題として捉え得る側面もある。

本論文で述べてきた内容に即して述べるならば、表現性が最も顕著に現れるのは、表意

性を有する仮名であろう。「丹穂」^{ニホ}、「千磐破」^{チハヤブル}などの語義に対する意識を反映した仮名は、音節として見るならば借訓字であり、語構成要素として見るならば正訓字であるという二重の性質を利用して、「ニホフ」「チハヤブル」の語義に對しての表記による解釈を付与する。また、

秋風に大和へ越ゆる雁が音は射矢遠ざかる雲隠りつイヤ （卷十・二一二八）

我が岡のおかみに言ひて降らしめし雪のくだけしそこに塵チリけむ

（卷二・一〇四、藤原夫人）

の「射矢」^{イヤ}、「塵」^{チリ}などの歌の内容に對応する仮名や、

佐保川の岸のつかさの少歴木な刈りそねありつとも張し來たらば立ち隠るがね

（卷四・五二九、大伴坂上郎女）

あらかじめ人言繁しかくしあらばしゑや我が背子奥オキもいかに荒海藻

（卷四・六五九、同右）

の「張」^{ハル}、「荒」^{アル}などの、歌中の用字と意味的に對応しつつ歌の内容に對応する仮名は、意味の無化された状態が期待される仮名に表意性を付与した表記であり、そこには、歌の理解を前提とした表現性が窺える。

右の「射矢」^{イヤ}、「塵」^{チリ}、「張」^{ハル}、「荒」^{アル}などの歌の内容に對応する仮名は、表記者によつて選択された表記であるという点においても、表現性を有する。副詞「イヤ」は、『万葉集』では、「弥高思良珠」^{ミタカシラス}（卷一・三六、柿本人麻呂）、「益希将見裳」^{メツラシモ}（卷十一・二六二三）など、

「弥」「益」の訓字で表記されるのが一般的であり、「射矢」の表記は他に見出し難い。「チ

リ」、「ハル」、「アル」も同様であり、「塵」「張」「荒」の表記は、当面例のみである。^(一)。

かような表記の選択による表現性は、『万葉集』における懸詞の表記にも見て取れよう。懸詞のうち、とりわけ連鎖型の懸詞においては、枕詞の被枕詞へのかかり方や序詞連接部以下の心情表現に対する理解の上に立った訓字が選択されるという傾向が窺える。この表記の選択には、枕詞、序詞の使用と連動した表現性を認めてよいものと考えられる。

以上見たような表現性は、『古事記』よりもむしろ『万葉集』において特徴的である。

基本的に和語の語義と語形とを漢字によつて表記しようとしながらも、『古事記』と『万葉集』とで、かような差が生ずるのは、『古事記』の表記が、和化された字義を担う字を含め、訓字を中心とした表記がなされており、『万葉集』のそれが訓字と仮名とを併用したという点に拠るところが大きい。『古事記』においては、②の表記を基本としつつ、補助的に③の表記を採用するという方向にある。対して、『万葉集』にでは、②③の表記とともに一般的である。とくに訓字主体表記卷においては、両者が併用されており、かような状況において、表意性を有する仮名のような表記が可能となつた。その併用は、訓字と仮名との間に、表記としての選択の幅をもたらしたと考えられる。懸詞の表記の選択は、かような選択の幅の広さの中でなされたといえよう。

もとより、字訓字を利用して、和語の内容に対応した表記を行うこと自体、表現の領域に属するといえよう。表意性を有する仮名や、懸詞の表記の選択は、字訓字を利用した和

語の表記を基盤にして、より豊かな和語の表現を追求したものと定位し得る。

注

(1) 「チル」は、「咲而散去流」(卷二・一二〇、弓削皇子)、「開而落去登」(卷三・四〇〇)など、「散」「落」の字で一般に表記される。「ハル」「アリ」も同様であり、「春去來者」(卷一・一六、額田王)、「比有目八方」(卷四・五八二、大伴坂上郎女)、「今日者在目籽」(卷十二・二八八四)など、「春」「有」「在」の字によつて表記されるのが一般的である。

第二節 将來の課題

本論文では、『古事記』『万葉集』の用字の検討を行い、狭義の正訓字と和化された字義を担う字との関係、および、これら広義の正訓字と、借音字、借訓字の仮名表記の構造を示そうとした。さらに、和語の漢字による表記が有する表現性について、『古事記』『万葉集』における表記の様相の差を勘案しつつ、考察を試みた。

検討の対象とした用字の多くは、表記法として典型的な例でない。第一章、第二章で検討した用字は、正訓字と借訓字のいずれにも位置付けし得る用字であり、また、第三章で検討した表意性を有する仮名は、表記法としては仮名と位置付けし得るもの、表意性を有する点で正訓字の性質をも有する用字であった。とりわけ、語義に対する意識を反映した仮名は、仮名と正訓字との二重の性質を合わせ持つ表記構造が存する。本論文は、これらの用字の分析を通して、表記法の捉え直しを図り、和語の漢字による表現のありようを追究しようとしたのであるが、表記と表現の問題を考察するにあたっては、なお検討すべき問題が少なからず存する。

その一つに、用字の分類範疇である義訓字、ならびに、戯書の検討が挙げられよう。義訓字については、すでに序章で述べたように、広義の正訓字とともに、訓字の下位分類として位置付けされる。そのほとんどは、『万葉集』に見える用字であり、『古事記』『日本書紀』『風土記』など、他の上代の文献における使用は一般的でない。義訓字は、正訓字

とは異なつた特徴が見られ、その代表的な例として次のような例が挙げられる。

丸雪アラレ 降り遠つ淡海の吾跡川柳刈れどもまたも生ふといふ吾跡川柳 (卷七・一二九三)

白銅鏡ソガガミ 手に取り持ちて見れど飽かぬ君に後れて生けりともなし (卷十二・三一八五)

右の「丸雪」「白銅鏡」は、それぞれ「アラレ」「マソカガミ」の語義を解説的に表記している。前者は、「アラレ」の形態を丸い雪と解して表記したものであり、後者は、「マソカガミ」の材料に注目して、白銅の鏡と解した表記である。かような義訓字には、熟字との関係のみならず、語義の理解の様相、使用される条件、といった点についても、検討の余地が存する。

一方、戯書の代表的な例としては、

十六自物シシモト 膝折り伏して たわやめの おすひ取りかけ かくだにも 我は祈ひ

なむ 君に逢はじかも

人言を繁み毛人髪モチタケミ 我が背子を目には見れども逢ふよしもなし (卷十二・一九三八)

の「十六」「毛人髪三」などが挙げられる。戯書もまた、『万葉集』に特徴的な用字であり、他の上代の文献には見出し難い。表記法としての位置付けについては、義訓字を仮名にしたもの、とする解（森本健吉「萬葉集用字法概説」、『萬葉集講座 第三卷』春陽堂、川端善明氏「万葉仮名の成立と展相」『日本古代文化の探求 文字』社会思想社）が支持される。その一部については、第三章で検討を行つたが、戯書全体における和語と用字との関係、使用される条件については、なお検討を要するといえる。

義訓字、戯書の『万葉集』における使用は、歌の表現の様式化と深く関係していると考えられる。義訓字、戯書の個々の用例に即した緻密な検討を行うことはもちろん必要であるが、それとともに、上述のような歌の表現の様式化をも視野に入れた義訓字、戯書の考察も必要である。

また、『古事記』『万葉集』に使用されている正訓字、仮名（借音字・借訓字）が有する性質や用法についても、検討すべき対象となろう。まず、『古事記』『万葉集』に使用されている正訓字については、漢語の本来的な字義との比較・検討が部分的になされているものの、その全体に亘った比較・検討は、いまだなされてはいない。かような比較・検討を行うことは、類義の関係にある用字の使い分け、および、同一の和語を複数の正訓字によつて表記する際の表記意識をより明確にすることにも寄与すると考えられる。

仮名の有する性質、用法については、『古事記』において研究の進展が見られるけれども、『万葉集』においては、訓字主体表記卷における仮名表記と訓字表記との関係や、訓字主体表記卷の仮名表記と音仮名主体表記卷の仮名表記との関係など、なお追究すべき問題が少なくない。『古事記』『万葉集』両書における仮名の用法の共通点、相違点を考察するためにも、『万葉集』に使用される仮名の性質、用法の解明が求められる。

右に述べた正訓字、仮名が有する性質、用法についての検討は、もとより『古事記』『万葉集』のみに留まつて考察し得るものでない。金石文や木簡などの資料を含めた上代の文献全体を視野に入れた考察が不可欠である。上代の文献全体を視野に入れた総体的な追究

を通して、和語の表記、および和語の漢字による表現の史的な展開を見極めることが可能となろう。これらの検討、考査は、今後の課題として残されている。